

富山県ギャンブル等依存症対策推進計画 (第2期)

令和8年3月

富 山 県

目次

第1章 計画の基本的事項

1	計画の趣旨	1
2	計画の位置づけ	3
3	関連計画との整合性	3
4	計画の期間	3
5	ギャンブル等依存症の定義	3
6	ギャンブル等依存症とその関連問題	4

第2章 ギャンブル等依存症をめぐる状況

1	ギャンブル等の状況	5
	(1) 県内におけるギャンブル等の施設の状況	5
	(2) 富山競輪場の状況	5
	(3) ぱちんこ等の状況	6
	(4) オンラインカジノの状況	7
	(5) ギャンブル等依存症関連問題の状況	8
2	ギャンブル等依存症の状況	14
	(1) ギャンブル等依存症の患者数	14
	(2) ギャンブル等依存症の相談件数	15
3	治療・相談拠点機関等の状況	15
	(1) 依存症専門医療機関等の状況	15
	(2) 相談機関の状況	15
	(3) 自助グループ・家族会の状況	16
4	本県のギャンブル等依存症対策の取組み	16
	(1) 富山県心の健康センター（富山県依存症相談支援センター）	16
	(2) 県厚生センター、富山市保健所	18
	(3) 関係事業者の取組み	18

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	20
2	基本方針	20
	(1) ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及・啓発	20
	(2) ギャンブル等依存症者や家族等を適切な支援につなぐ相談支援体制の強化	20
	(3) 医療における質の向上と医療提供体制の充実	20
	(4) ギャンブル等依存症者の円滑な回復・社会復帰への支援の充実	20

(5) 関係機関の連携によるギャンブル等依存症者への包括的な支援	21
3 取組みにあたり留意する視点	21
4 施策体系図	22

第4章 具体的な取組み

1 予防教育及び普及啓発	23
(1) 依存症の理解を深めるための普及啓発	23
(2) 予防教育の推進	24
(3) ギャンブル等の不適切な誘引の防止	24
(4) 違法に行われるギャンブル等への取組み	25
2 相談支援体制の強化	26
(1) 相談支援の充実	26
(2) 他機関との連携・協力による相談支援の充実	27
3 医療提供体制の充実	28
4 社会復帰支援及び家族支援	28
(1) 回復支援	28
(2) 民間団体との連携推進	29
5 包括的な支援体制の構築	30

第5章 推進体制等

1 多機関の連携・協力による総合的な取組みの推進	31
2 計画の取組みの推進や進捗管理	31

第1章 計画の基本的事項

1 計画の趣旨

私たちの生活においては、多くの人々が競馬などの公営競技やぱちんこ等を健全に楽しんでいる一方で、これらのギャンブル等にのめり込むことにより、本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるだけではなく、多重債務や犯罪等の重大な社会問題につながる場合があります。

また、ギャンブル等依存症は、早期の支援や適切な治療により回復等が十分可能ですが、本人が病気であることの認識を持ちにくく、また、正しい知識が理解されていないことから、本人が必要な治療や支援を受けられていない状況にあります。

このため、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、平成30年7月に「ギャンブル等依存症対策基本法」（以下「基本法」という。）が成立、平成30年10月に施行されました。

その後、平成31年4月には、基本法に基づき、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」が策定され、令和4年3月および令和7年3月には、ギャンブル等依存症に関する状況の変化や、これまでの対策の効果に関する評価を踏まえ、計画が変更されたところです。

基本法では、都道府県は、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を策定するよう努めなければならないとされています。

本県においては、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、令和5年4月に「第1期富山県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定しましたが、令和7年度に計画期間が満了することから、ギャンブル等依存症に関する状況の変化等を踏まえ、新たに「第2期富山県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定しました。

今後は、第2期の県推進計画に基づき、関係機関と連携しながら、ギャンブル等依存症の普及啓発、相談から治療、回復支援に至るまで切れ目のない支援体制の構築を進め、県民の皆様が安心して暮らすことのできる健全な社会の実現を目指します。

【ギャンブル等依存症とは（基本法第2条）】

「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。

【ギャンブル等依存症対策の基本理念（基本法第3条）】

- 1 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。
- 2 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

なお、平成27年9月に国連本部で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、「持続可能な開発目標」（略称：SDGs）が掲げられており、SDGsの17の目標には「3 すべての人に健康と福祉を」等が含まれており、その理念は本計画とも共通するため、この趣旨も踏まえてギャンブル等依存症対策に取り組んでいきます。

【持続可能な開発目標(SDGs)】 出典：国際連合



17の持続可能な目標

- 1 貧困をなくそう
 - 2 飢餓をゼロに
 - 3 すべての人に健康と福祉を
 - 4 質の高い教育をみんなに
 - 5 ジェンダー平等を実現しよう
 - 6 安全な水とトイレを世界中に
 - 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
 - 8 働きがいも経済成長も
 - 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
 - 10 人や国の不平等をなくそう
 - 11 住み続けられるまちづくりを
 - 12 つくる責任つかう責任
 - 13 気候変動に具体的な対策を
 - 14 海の豊かさを守ろう
 - 15 陸の豊かさも守ろう
 - 16 平和と公正をすべての人に
 - 17 パートナーシップで目標を達成しよう
- ※下線部は本計画と関連する目標

2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条第1項に基づき富山県が策定する「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」です。

【都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画（基本法第13条第1項）】

都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を策定するよう努めなければならない。

3 関連計画との整合性

ギャンブル等依存症対策の推進に当たっては、ギャンブル等依存症に関連する「富山県アルコール健康障害対策推進計画」、「富山県自殺対策計画」、「富山県医療計画」、「富山県健康増進計画」等の計画及び施策等との整合性を図り、有機的な連携を推進します。

4 計画の期間

県計画の期間は、令和8年度から令和10年度までとします。

【都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画（基本法第13条第3項）】

都道府県は、当該都道府県におけるギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及び当該都道府県におけるギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

5 ギャンブル等依存症の定義

(1) 法的定義

基本法において、ギャンブル等依存症は、「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。」と定義されています。

(2) 医学的定義

現在、国内の医療機関等で汎用されている精神科判断基準には、ICD（※1）ならびにDSM（※2）があり、ギャンブル等依存症はこれらの基準に基づいて判断されています。

ギャンブル等依存症は、ICD-10では「病的賭博」、DSM-5では「ギャンブル障害(Gambling Disorder)」として位置づけられています。

※1 世界保健機関 (World Health Organization, WHO) が作成する国際的に統一した基準で定められた死因及び疾病の分類。

※2 アメリカ精神医学会が作成した「精神疾患の診断・統計マニュアル」。

(3) 計画における定義

本計画において、ギャンブル等依存症は、「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。」と定義します。

6 ギャンブル等依存症とその関連問題

「ギャンブル等依存症」は本人だけでなく、その家族等の生活にも支障を生じさせ、のめり込んだ結果として、以下のような問題にもつながる可能性があることから、早期の対応が重要です。

(1) 多重債務

賭金を確保するために、複数の金融機関等から借金を重ね、返済が困難になる場合があります。

(2) 貧困

賭金を確保するために、生活費を使い込み、生活が困窮する場合があります。

(3) 虐待

ギャンブル等での負けが続くことによる不安や、更にギャンブル等を行いたい欲求に伴う切迫感などから、些細なことで情緒不安定になり、配偶者や子ども等に対して、家庭内での暴力に及ぶ場合があります。

(4) 自殺

ギャンブル等にのめり込むことにより生じた金銭や人間関係等の問題が解決できなくなり、精神的に追い込まれ、自殺に至る場合があります。

(5) 犯罪

賭金を確保するために、横領や窃盗等の犯罪につながる場合があります。また、ギャンブル等にのめり込むことにより、違法賭博等の犯罪行為を行う場合があります。

(6) 他の精神障害

ギャンブル等依存症の本人には、発達障害、知的障害、うつ病、不安障害、トラウマ関連障害などの他の精神障害を抱えている場合があります、それらの障害に対する対応が重要となる場合があります。

また、ギャンブル等依存症が嵩じて、うつ病や不安障害を引き起こし、状況が悪化すると自殺に至る場合もあります。

第2章 ギャンブル等依存症をめぐる状況

1 ギャンブル等の状況

(1) 県内におけるギャンブル等の施設の状況

県内には、競輪の公営競技場が1か所あります。電話やインターネットによる投票も可能であることから、競技場に出向かなくても参加することが可能です。

警察庁の発表による県内の遊技場（ぱちんこ・パチスロ）店舗数は、53店舗となっています。（令和6年12月31日現在）

【表1】県内の公営競技場

競技名	競技場名	所在地	競技施行者
競輪	富山競輪場	富山市	富山市

【表2】県内の遊技場店舗数（令和6年12月31日現在）

遊技場店舗数	53店舗
--------	------

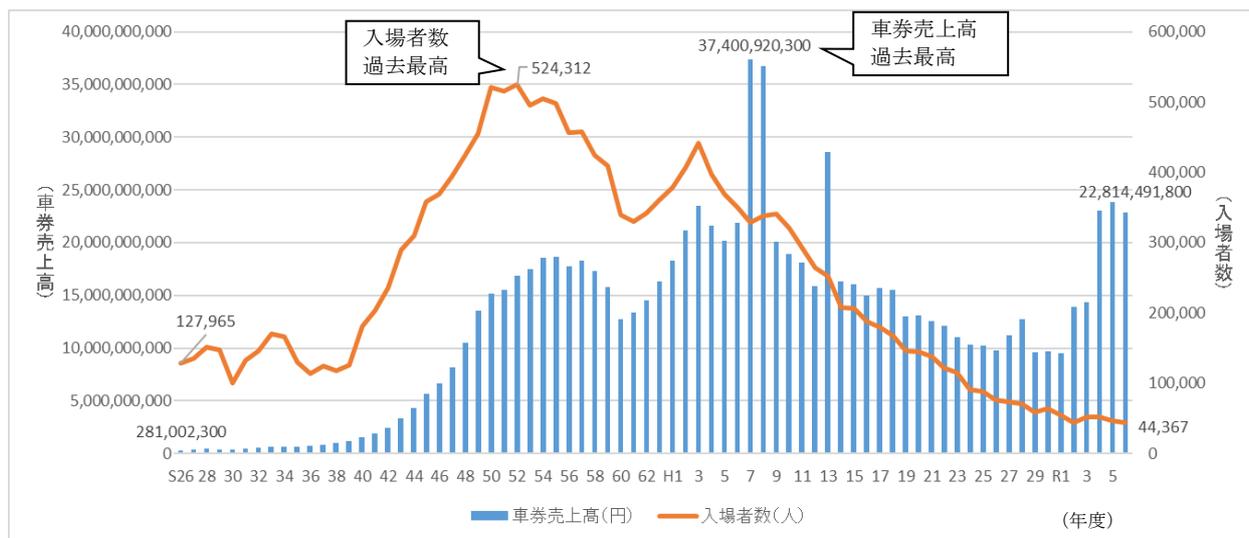
出典：警察庁調べ

(2) 富山競輪場の状況

富山競輪場の入場者数は、昭和26年の開設以来、年々増加し、昭和52年度には過去最高の524,312人を記録しましたが、以降減少し、令和6年度は44,367人となっています。

一方、車券売上高は平成7年度に過去最高を記録して以降減少傾向にありましたが、インターネット投票による売上の大幅な増加などにより、令和2年度以降増加に転じ、令和6年度は、約228億円となっています。

【図1】 富山競輪場における入場者数及び車券売上高の推移



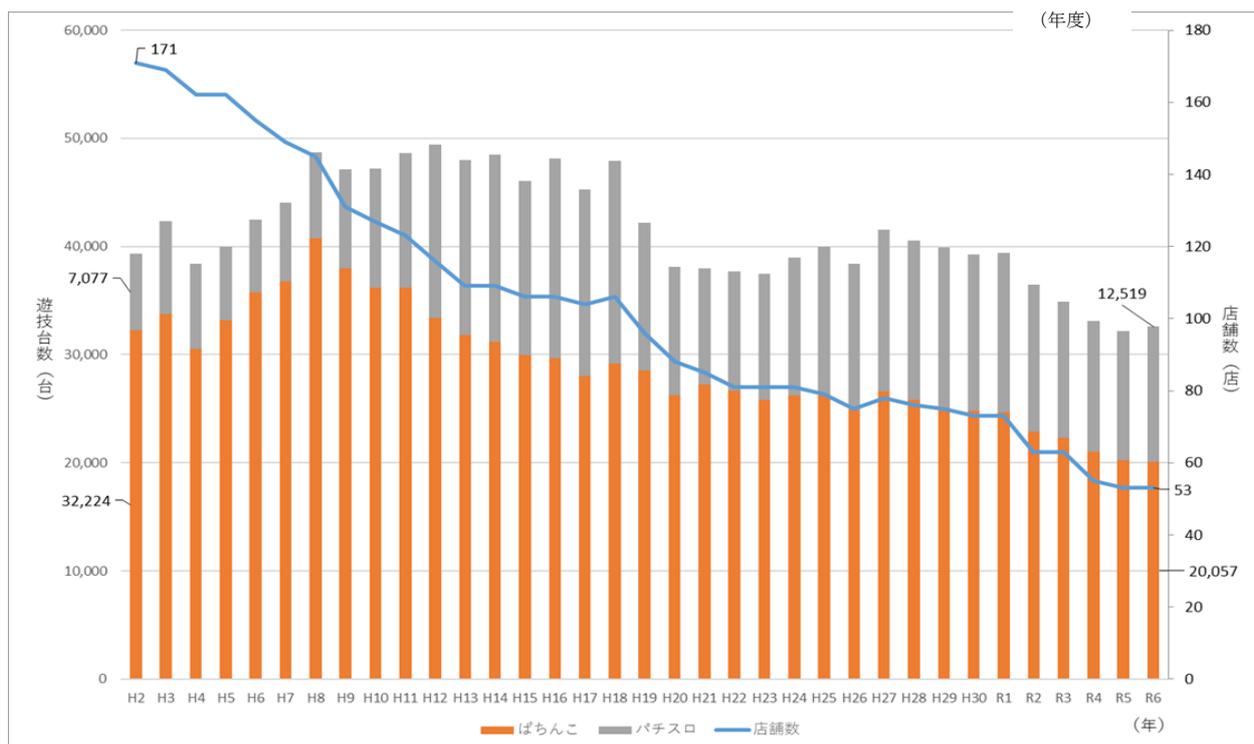
出典：富山市公営競技事務所調べ

※平成7・8・13年度には、競争格付けの高いレース「ふるさとダービー」を開催し、車券売上高が他の年度に比べ大きく増加した。

(3) ぱちんこ等の状況

県内における遊技場の店舗数及び遊技機の設置台数は、いずれも減少傾向にあり、店舗数は53店舗、遊技機の設置台数は32,576台（ぱちんこ：20,057台、パチスロ：12,519台）となっています。（令和6年12月31日現在）

【図2】 県内における遊技場の店舗数及び遊技台数の推移



出典：警察庁調べ

(4) オンラインカジノの状況

パソコンやスマートフォン等からオンラインカジノサイトに接続し、同サイトで配信されるスロットマシン、ルーレット、トランプ、スポーツベッティング等のゲームを用いて賭博行為を行うものです。たとえサイトを運営している国で合法であったとしても、日本国内から接続して賭博を行う行為は、「賭博罪」等の犯罪行為にあたります。令和6年には、全国におけるオンライン上で行われる賭博事犯の検挙件数は、62事件（前年比49件増）、279人（前年比172人増）となっており、大幅に増加しています。

警察庁が令和7年に公表した「オンラインカジノの実態調査のための調査研究の業務委託報告書」によると、日本国内の15～79歳の総人口におけるオンラインカジノの推定利用者数は約196.7万人、利用率にすると2.02%、経験者数は約336.9万人、経験率にすると3.45%と推計されます。また、オンラインカジノ経験率を年代別にみると、20代が8.66%と最も高く、10代においても3.26%となっています。

なお、オンラインカジノの利用経験がある500人のうち、0.8%にあたる4名が本県を居住地と回答しており、本県にも一定数の利用者がいると考えられます。

【表3】全国におけるオンライン上で行われる賭博事犯の検挙状況

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
事件数	16	16	10	13	62
人員	121	127	59	107	279

出典：令和6年における風俗営業等の現状と風俗関係事犯等の取締り状況について

【表4】総人口に対するオンラインカジノ利用率および利用者人口の推計

年代	総人口	オンラインカジノ利用率	オンラインカジノ経験率	利用者人口	経験者人口
合計	97,575,000	2.02%	3.45%	1,967,133	3,368,550
10代	5,494,000	1.63%	3.26%	89,501	179,003
20代	12,715,000	5.80%	8.66%	738,024	1,101,417
30代	13,427,000	4.29%	6.66%	575,641	894,671
40代	16,880,000	2.10%	3.77%	353,984	637,172
50代	17,929,000	0.66%	1.58%	118,032	283,276
60代	14,839,000	0.40%	1.10%	58,899	162,837
70代	16,291,000	0.20%	0.68%	33,052	110,174

出典：オンラインカジノの実態調査のための調査研究の業務委託報告書

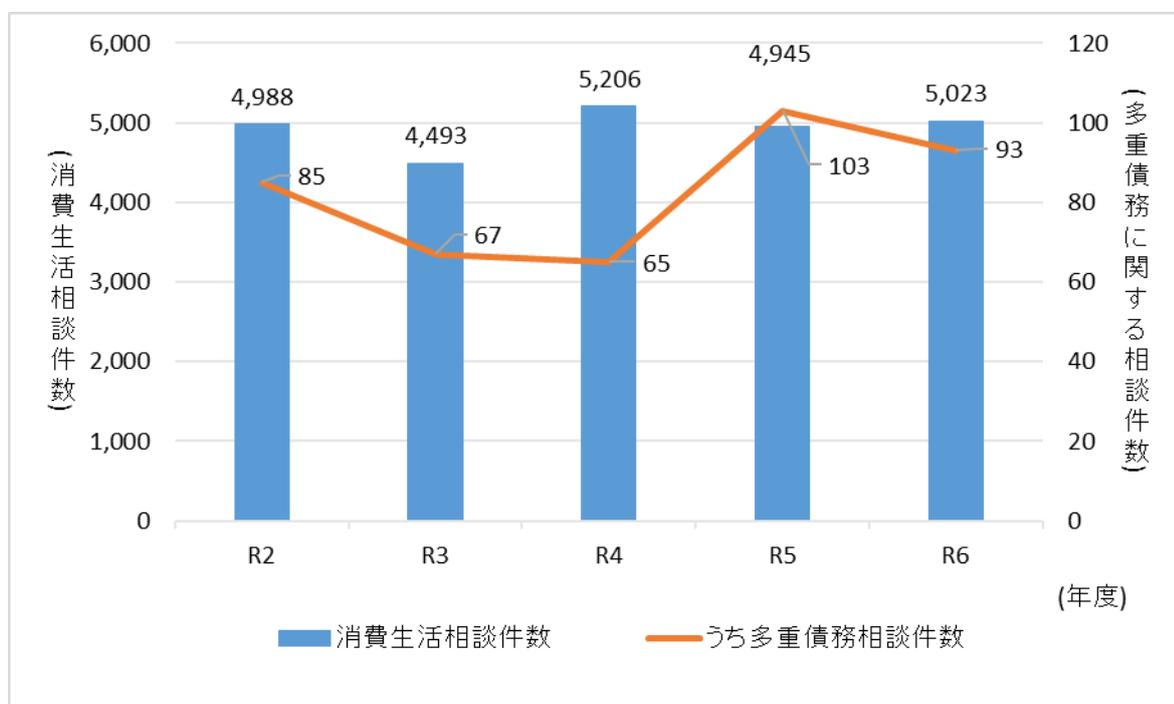
(5) ギャンブル等依存症関連問題の状況

「ギャンブル等依存症」の関連問題として、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪などがあり、「ギャンブル等依存症」は本人だけでなく、その家族等の生活にも支障を生じさせ、のめり込んだ結果として、以下のような問題にもつながる可能性があります。そのため、これらの問題に関する施策と有機的な連携を図り、早期に対応することが重要です。

ア 多重債務

県消費生活センターにおける消費生活相談の件数は、依然、高止まりの状態になっており、令和6年度は5,023件となっています。そのうち、多重債務に関する相談件数は93件となっています。

【図3】県消費生活センターにおける消費生活相談件数の推移



出典：県消費生活センター調べ

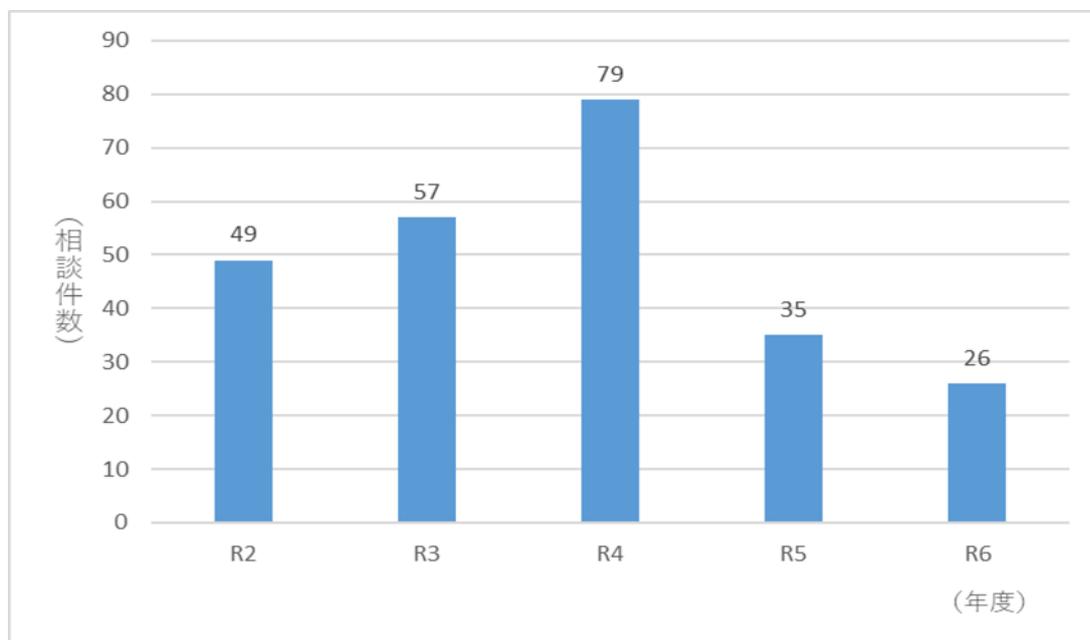
【表5】全国の消費生活センターにおける消費生活相談件数の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
消費生活相談件数	942,463	843,664	899,282	893,390	910,181
うち消費者金融に関する相談件数	18,826	18,065	18,818	20,282	20,572

出典：独立行政法人国民生活センター「消費生活年報」

県司法書士会が実施している司法書士相談における多重債務相談件数は、近年減少傾向にあり、令和6年度では26件となっています。

【図4】 県司法書士会の司法書士相談における多重債務相談件数の推移

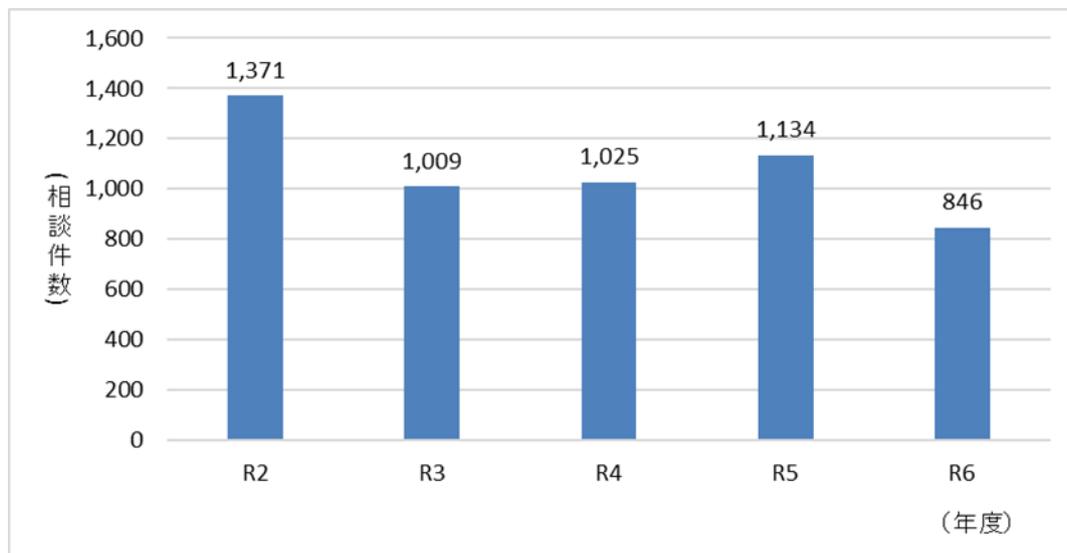


出典：県司法書士会調べ

イ 生活困窮

県内の生活困窮者自立相談支援機関における生活困窮の相談件数は、令和2年度に1,371件と最も多く、その後は1,000件程で推移していましたが、令和6年度では846件となっています。

【図5】 県内の生活困窮者自立相談支援機関における生活困窮の新規相談受付件数

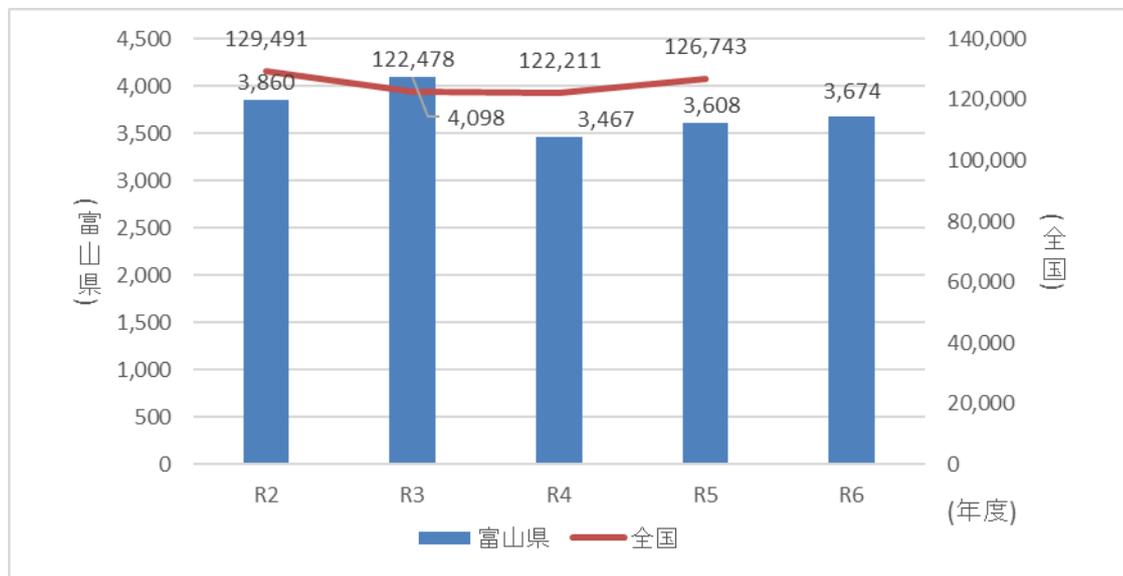


出典：県厚生企画課調べ

ウ 配偶者暴力

県の DV 相談受付機関における配偶者暴力の相談件数は、高い水準で推移しており、令和 6 年度は 3,674 件となっています。

【図 6】配偶者暴力の相談件数の推移



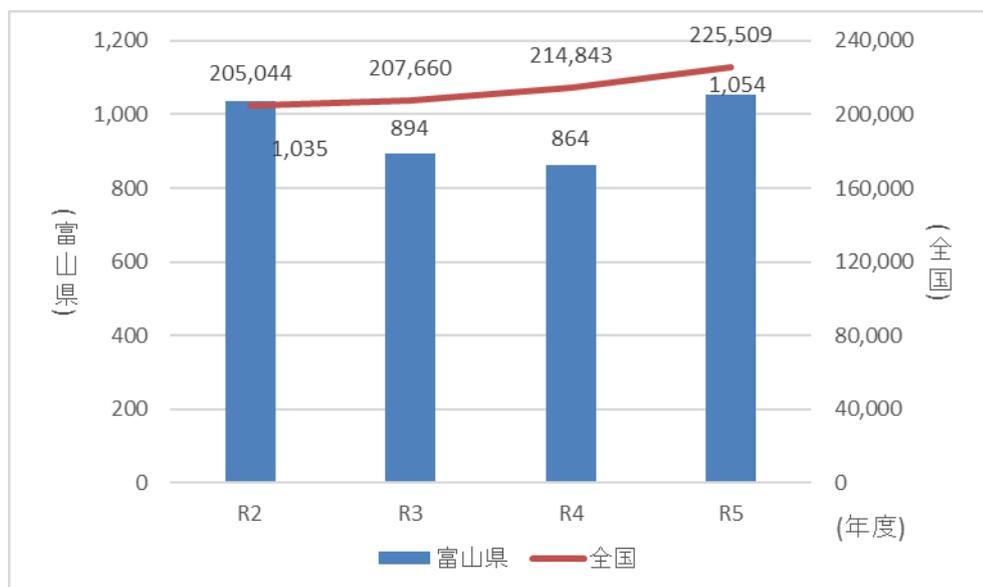
出典：富山県…県子ども未来課調べ 全国…内閣府男女共同参画局調べ

※令和 6 年度の全国数値は、令和 7 年 10 月時点で未公表

エ 児童虐待

県内の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は、高い水準で推移しており、令和 5 年度は 1,054 件となっています。

【図 7】児童虐待の相談対応件数の推移



出典：厚生労働省「福祉行政報告例」

※令和3年度分までの相談対応件数は、児童相談所が相談や通告を受け、指導や措置等の対応を行った件数で、結果的に虐待と認められなかったものを含む。

令和4年度からの相談対応件数は、児童相談所が相談や通告を受け、児童の安全確認や調査等を行った件数で、結果的に虐待の行為が認められなかったものを除く。

オ 自殺

県の自殺者数は、コロナ禍以降高止まりの状態にありましたが、令和5年から減少傾向にあり、令和6年は146人となっています。

【表6】県内及び全国の自殺者数・自殺死亡率※

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
富山県	自殺者数（人）	193	184	198	156	146
	自殺死亡率	19.0	18.3	19.8	15.8	15.0
全国	自殺者数（人）	20,243	20,291	21,252	21,037	19,608
	自殺死亡率	16.4	16.5	17.4	17.4	16.3

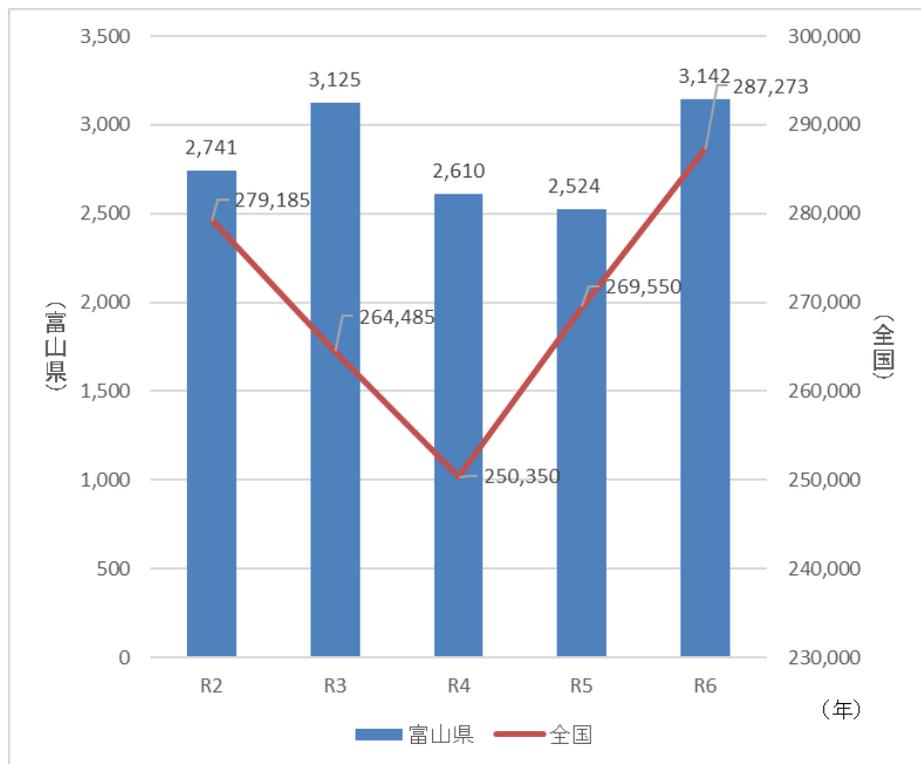
出典：厚生労働省「人口動態統計」

※自殺死亡率…人口10万人あたりの自殺者数

カ 犯罪

県内における刑法犯の検挙件数は、令和4年から減少傾向にありましたが、令和6年は増加し、3,142件となっています。

【図8】 県内及び全国の刑法犯の検挙件数の推移

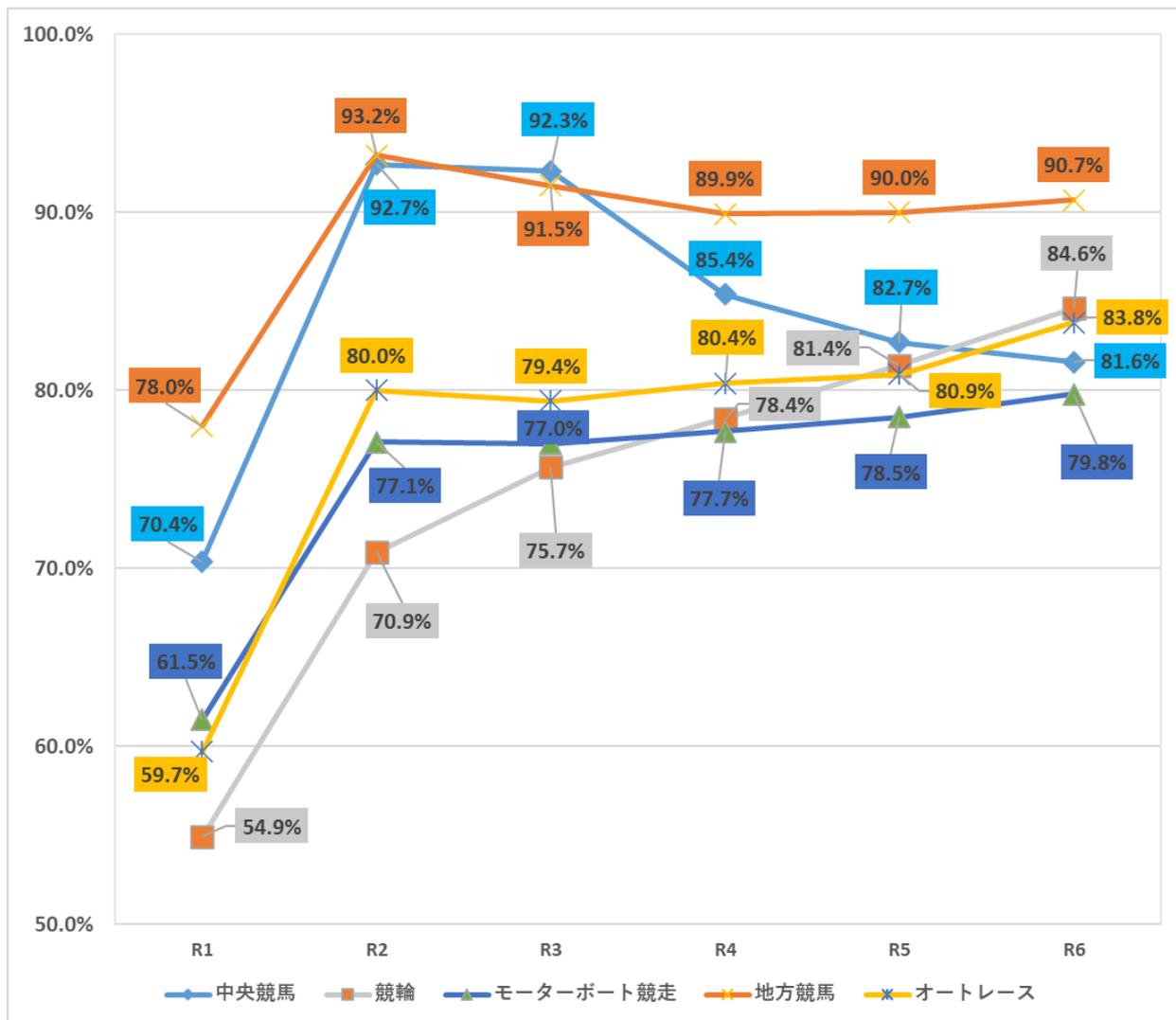


出典：警察庁「犯罪統計」

キ 全国の公営競技におけるインターネット投票の状況

全国においては、新型コロナウイルス感染拡大前と比較して、公営競技におけるインターネット投票の利用が増加しており、令和6事業年度(※)の売上に占めるインターネット投票の割合は、8～9割程度になっています。

【図9】売上に占めるインターネット投票割合の推移



出典：内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局2調べ

※中央競馬の事業年度は1月～12月

地方競馬、競輪、オートレース、モーターボート競走の事業年度は4月～3月

2 ギャンブル等依存症の状況

(1) ギャンブル等依存症の患者数

ギャンブル等依存症の外来患者数は、全国、富山県ともに増加しており、令和4年度における富山県の入院患者は0人、外来患者は35人となっています。

【表7】ギャンブル等依存症の患者数（入院・外来）及び人口10万人あたりの人数

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
入院	富山県	人数（人）	0	0	非公表	非公表	0
		10万人あたりの人数（人）	0	0	非公表	非公表	0
	全国	人数（人）	374	395	385	311	372
		10万人あたりの人数（人）	0.30	0.32	0.31	0.25	0.30
外来	富山県	人数（人）	11	20	21	31	35
		10万人あたりの人数（人）	1.05	1.92	2.04	3.04	3.46
	全国	人数（人）	3,264	4,070	4,110	3,866	4,547
		10万人あたりの人数（人）	2.62	3.28	3.31	3.13	3.70

出典：厚生労働省「精神保健福祉資料」

人口のデータソース：総務省「人口統計（各年度10月1日現在）」

※総医療機関数が1-2の場合は、患者数が非公表になっている

独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターが行った調査（令和5年度依存症に関する調査研究事業「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」）によると、過去1年におけるギャンブル等依存が疑われる者の割合は、成人（18～74歳）の1.7%にあたりと推計されており、これを全国及び富山県の人口にそれぞれ当てはめると、全国では約150万人、富山県では約1万2千人に該当します。

【表8】過去1年におけるギャンブル等依存が疑われる者

	割合	全国	富山県
ギャンブル等依存が疑われる者 （過去1年以内）	1.7%	約150万人	約1万2千人

出典：独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター「令和5年度依存症に関する調査研究事業

『ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査』報告書」

人口のデータソース：「令和2年国勢調査」

(2) ギャンブル等依存症の相談件数

県心の健康センター、県厚生センター及び富山市保健所におけるギャンブル等依存症に関する相談件数は、増減を繰り返しているものの増加傾向にあり、令和6年度の相談件数（全体）は491件となっています。

【表9】県内におけるギャンブル等依存症の相談件数の推移

施設名	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
県心の健康センター	来所	362	240	228	179	290
	電話	55	118	285	192	163
県厚生センター	来所	2	0	0	3	6
	電話	22	0	3	38	24
	訪問	1	0	0	0	5
富山市保健所	来所	0	1	0	0	1
	電話	1	3	0	3	1
	訪問	0	1	1	1	1
合計		443	363	517	416	491

出典：県健康課調べ

3 治療・相談拠点機関等の状況

(1) 依存症専門医療機関等の状況

国は、「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」（平成29年6月13日付け厚生労働省通知）により、各都道府県において、ギャンブル等依存症の専門的な医療を提供する「依存症専門医療機関」及び研修や情報発信を行う「依存症治療拠点機関」の整備を進めることとしています。

これを受けて、県では、令和3年3月31日にアイ・クリニックを依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関として選定しましたが、令和8年1月31日にアイ・クリニックが閉院となったため、ギャンブル等依存症の依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関は未選定の状況です。

(2) 相談機関の状況

県では、これまでも富山県心の健康センターを中心として相談対応や家族支援及び関係機関との連携促進等に取り組んできましたが、本人や家族により分かりやすく、気軽に相談いただけるよう、依存症専門の相談窓口として県心の健康センター内に「富山県依存症相談支援センター」を平成30年5月28日に開設しました。

【表 10】 県内の依存症相談機関

機関名	実施内容	所在地
県心の健康センター (県依存症相談支援センター)	・ 電話相談 ・ 来所相談 ・ ギャンブル等依存症回復プログラムの実施 ・ 家族教室	富山市
県厚生センター	・ 電話相談 ・ 来所相談 ・ 訪問	富山県内
富山市保健所	・ 電話相談 ・ 来所相談 ・ 訪問	富山市
NPO法人 富山ダルクリカバリークルーズ	・ 相談 ・ 家族教室 ・ デイケア・ナイトケア	富山市

(3) 自助グループ・家族会の状況

ギャンブル等依存症の自助グループとしては、ギャンブル等依存症者本人のグループであるGA（ギャンブラーズ・アノニマス）（以下GA）と、ギャンブル等依存症である者の家族や友人のグループであるギャマノン富山G及びGAFAあいの風富山ステップGがあり、経験を共有するためのミーティングなどを行っています。

家族会としては、全国ギャンブル依存症家族の会・富山があり、家族等からの相談対応や啓発活動などを行っています。

【表 11】 県内の自助グループ

団体名	区分	活動拠点
GA富山グループ	本人のグループ	富山市
GA TSURUGIグループ	本人のグループ	富山市
ギャマノン 富山G	家族・友人のグループ	射水市
GAFA あいの風富山ステップG	家族・友人のグループ	富山市

【表 12】 県内の家族会

団体名	区分	活動拠点
全国ギャンブル依存症家族の会 富山	本人・家族・友人のグループ	富山市

4 本県のギャンブル等依存症対策の取組み

(1) 富山県心の健康センター（富山県依存症相談支援センター）

ギャンブル等依存症の本人や家族等の支援を行うとともに、依存症支援関係機関連絡会を開催し、依存症支援を行う関係機関と情報共有や意見交換を行い、適切な支援が展開されるよう連携体制を構築しています。

ア 個別相談

- ・ 保健師や心理職等の専門職が来所相談や電話相談に対応し、必要に応じて関係機関と連携しながら、本人・家族からの相談に対応しています（平成30年5月から依存症に関する相談専用電話を設置）。

イ 回復プログラム

- ・ ギャンブル等の悩みを抱える本人を対象として、ギャンブル等を繰り返さないための対処法等を具体的かつ効果的に取り組んでいくことや、当事者自助グループの参加への動機づけを目的に、ギャンブル等依存症回復プログラム（SAT-G）を個別と集団で実施しています。

【SAT-Gとは】

島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム（Shimane Addiction recovery Training program for Gambling disorder）の略称で、島根県立心と体の相談センターにおいて開発されたギャンブル等依存症に特化した認知行動療法プログラムです。

対象者と支援者でワークブックを読み合わせながら、月1回、全5回のセッションを実施します。

県心の健康センターでは、令和2年度より集団プログラムとして実施しています。

【表13】 集団SAT-Gの実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実件数	4	10	6	16	12
延件数	8	33	20	42	35

※令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大のため1クールを中止

ウ 家族教室

- ・ 家族が依存症に関する知識を習得することで病気の理解を深めるとともに、同じ立場の家族同士が話し合い、分かち合う場となることを目的に依存症家族教室を開催しています。

エ 自助グループ・家族会支援

- ・ 当事者グループ（GA富山グループ、GA TSURUGIグループ）、家族や友人の自助グループ（ギヤマノン富山G、GAFAあいの風富山ステップG）、家族会（全国ギャンブル依存症家族の会 富山）の活動にかかる会場の貸出やリーフレットの配架、ギャンブル等依存症者や家族等から相談があった際に自助グループや家族会を紹介する等の支援を行っています。

オ 技術支援・人材育成

- ・ 地域で精神保健福祉活動を担っている厚生センター、富山市保健所及び市町村等の関係機関への技術支援を行っています。
- ・ 依存症に対する理解を深め、回復のための支援について学び、地域での対応技術の向上を図ることを目的に、関係機関の職員を対象に研修会を開催しています。

カ 普及啓発

- ・ リーフレットやホームページによる情報提供により、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及や相談窓口等について周知を図っています。
- ・ ギャンブル等関連問題啓発週間（毎年5月14日～20日）に合わせて、啓発物品の配布やポスター掲示、ホームページによる広報を実施しています。

(2) 県厚生センター、富山市保健所

県厚生センターや富山市保健所では、ギャンブル等依存症にかかる電話・来所相談等を実施しています。

(3) 関係事業者の取組み

関係事業者においては、ギャンブル等依存症にかかる注意喚起や普及啓発、対象年齢未満の者の購入または利用防止、本人または家族からの申告によるアクセス制限等の取組みを行っています。

【表 14】 関係事業者の取組み

事業者名	取組内容
富山市公営競技事務所 (富山競輪場)	<ul style="list-style-type: none"> ・各投票所における啓発ポスターの掲示、 20歳未満の車券購入防止にかかる注意喚起の表示 ・ギャンブル等依存症にかかる相談窓口の設置 ・ホームページにおける普及啓発 ・ホームページにおけるギャンブル依存症「セルフチェック ツール」の掲載 ・ホームページにおける「公営競技ギャンブル依存症カウ ンセリングセンター（こころのカウンセリングサービ ス）」の相談窓口の掲載 ・本人または家族からの申告によるアクセス制限の実施
富山県遊技業協同組合 (ぱちんこ等)	<ul style="list-style-type: none"> ・注意喚起標語「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びで す。のめり込みに注意しましょう。」「パチンコ・パチス ロは18歳になってから。」による啓発 ・安心パチンコ・パチスロリーフレットの作成及びホールカ ウンターへの設置 ・「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」の設置 ・リカバリーサポート・ネットワーク（RSN）の相談窓口 の周知 ・自己申告・家族申告プログラムの導入 ・ホールスタッフ向けeラーニング「パチンコ・パチスロ依 存問題基礎講座」の活用を推進 ・18歳未満の可能性があると認められる利用者への年齢確 認の実施 ・店内ATM等の撤去等 ・依存症問題に取り組む民間団体への支援の実施

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

ギャンブル等依存症対策は、基本法第3条の規定に基づき、次の事項を基本理念として、実施します。

- ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講じます。
- ギャンブル等依存症者及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援します。
- アルコール、薬物依存に関する施策や、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携を図ります。

2 基本方針

(1) ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及・啓発

ギャンブル等依存症は、本人が病気と認識することが難しく、周囲の家族等も悩みを抱え込んでしまう可能性が高いことから、回復可能な病気であること等の正しい知識の普及・啓発を行います。

(2) ギャンブル等依存症者や家族等を適切な支援につなぐ相談支援体制の強化

県心の健康センター（県依存症相談支援センター）や県厚生センター等において、医療機関や自助グループ等と連携しながら、ギャンブル等依存症者及び家族等への相談支援を実施します。

依存症支援に関わる支援者の資質の向上を図ります。

(3) 医療における質の向上と医療提供体制の充実

ギャンブル等専門医療機関等における医療従事者の資質の向上を図るとともに、ギャンブル等依存症の治療が身近な地域で受けることができるよう、地域の医療機関と専門医療機関等との連携を図ります。

(4) ギャンブル等依存症者の円滑な回復・社会復帰への支援の充実

ギャンブル等依存症者等の回復や社会復帰が円滑に進むよう、関係機関や自助グループ等と連携した取組みを推進します。

(5) 関係機関の連携によるギャンブル等依存症者等への包括的な支援

アルコール、薬物依存に関する施策や多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に取り組む関係機関と連携を図り、ギャンブル等依存者やその家族の相談・治療・回復を途切れなく包括的に支援できる体制を構築します。

3 取組みにあたり留意する視点

計画の実効性を高めるため、本計画期間に、以下の3点の取組みにあたって留意していくこととします。

- ギャンブル等依存症の正しい知識の普及啓発など予防対策への重点化
- インターネットを介したギャンブル等依存症対策
- 相談から治療、回復支援に至るまでの切れ目ない支援の充実

【ゲーム行動症について】

WHO が作成する ICD-11 (※) では、「ゲーム行動症」が「ギャンブル行動症」とともに「嗜癖行動症群」に位置付けられました。

インターネットを利用してゲームができるスマートフォン、携帯ゲーム機等は、行動嗜癖に陥る要因である「いつでも、どこでもできる」ことから、ゲームへのめり込みに対して注意が必要です。

※オンラインゲームのガチャの危険性

スマートフォンや携帯電話などを使ったオンラインゲームには、ゲームを有利に進めるために1回数百円程度のくじを引いて、ゲーム内で用いるアイテムを得ることができる「ガチャ」と呼ばれるシステムがあるものがあります。

「ガチャ」は、ギャンブル等と同じように射幸（偶然に得られる成功や利益を当てにすること）性が高く、ガチャからギャンブル等へつながる危険性もあります。

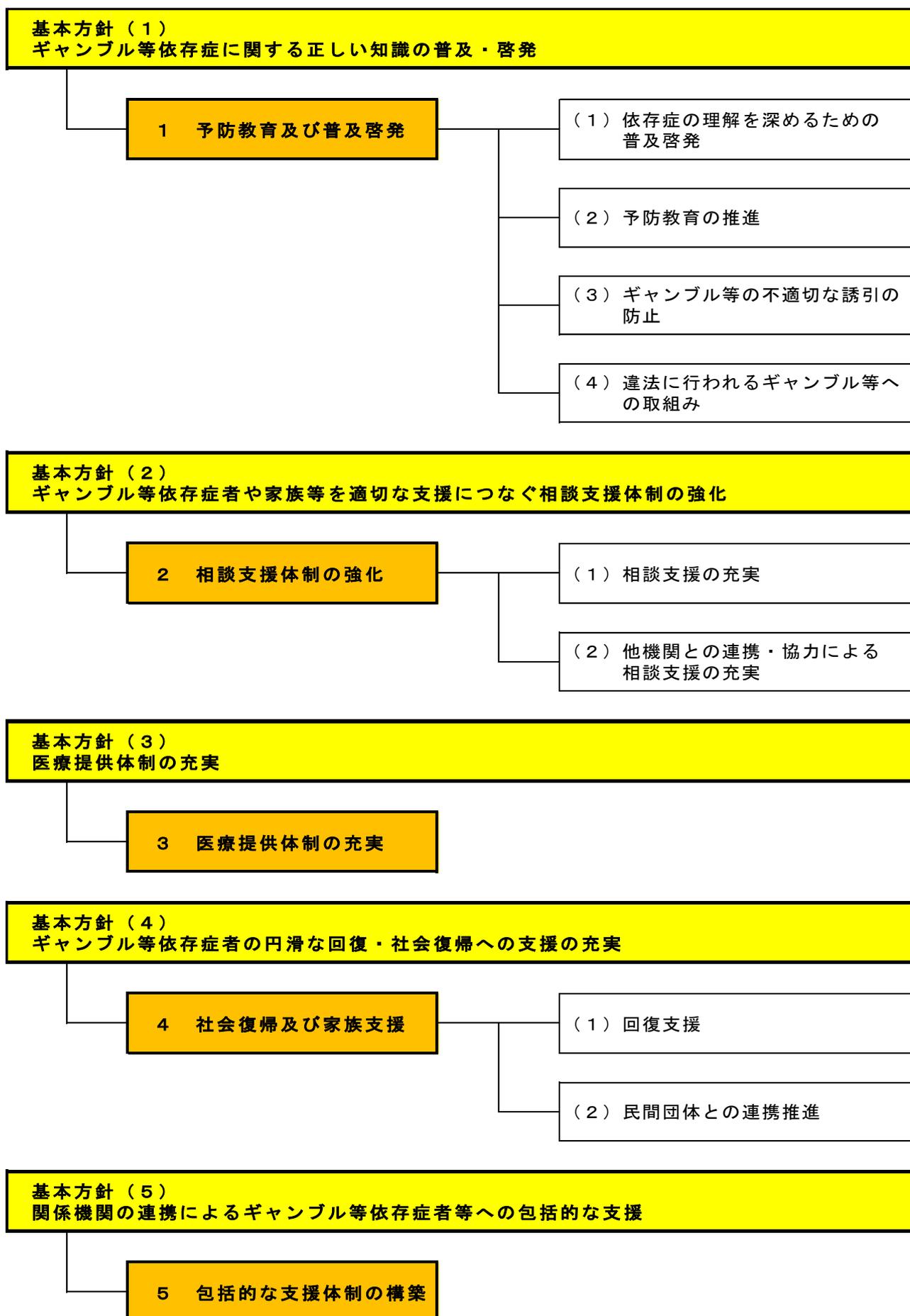
子供が、ゲームからギャンブル等に誘導されないように、適切なネットルールづくりを行う必要があります。

参考文献：文部科学省「「ギャンブル等依存症」などを予防するために」

生徒の心と体を守るための指導参考資料

※2027（令和9）年中に施行予定

4 施策体系図



第4章 具体的な取組み

取組みに当たっては、第3章で掲げた基本理念、基本方針及び取組みにあたり留意する視点を踏まえ、特に次の5つの取組みを推進します。

1 予防教育及び普及啓発

(1) 依存症の理解を深めるための普及啓発

〈現状〉

ギャンブル等依存症は、本人が病気である認識を持ちにくいこと、誰でも陥る可能性があること、適切な治療や支援により回復が可能であることなどの正しい知識が十分に理解されていないため、適切な医療や支援につながりにくいという現状にあります。

また、オンラインで行われるギャンブルは、アクセスの良さや実際に金銭を賭けている感覚の乏しさから、ギャンブル等依存症に繋がりがやすく、短期間に多額の借金を抱える傾向があります。

さらに、ギャンブルのオンライン化が進行していることに併せて、医療や相談現場において、若年層からの相談が増加しているとの指摘があり、ギャンブルの若年化が懸念されています。

〈課題〉

ギャンブル等依存症の正しい理解が十分浸透されていないこと等から、引き続き、ギャンブル等依存症の正しい知識や相談窓口を積極的に普及啓発する必要があります。また、行政だけではなく、自助グループ、民間団体等の活動内容の周知を進める必要があります。

〈今後の取組み〉

- ・リーフレットやホームページにより、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及や相談窓口等について一層の周知を図ります。また、オンラインギャンブルや課金型のオンラインゲーム等への依存を含め、ギャンブル等依存症の予防につながる啓発を行うとともに、若年者への対策の強化として、啓発等の取組みを検討します。【厚生部】
- ・基本法で定めるギャンブル等依存症問題啓発週間（毎年5月14日～20日）において、県ホームページやSNS（X（旧Twitter）等）、ポスター掲示により、ギャンブル等依存症の正しい知識の普及啓発を図ります。【厚生部】
- ・地域精神保健福祉推進協議会と連携し、職域におけるギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及と理解を促進します。【厚生部】
- ・消費者庁が示している、ギャンブル等依存症に関する注意喚起・普及啓発リーフレット等を県内の消費生活センターに配架するなど、県民への情報提供に取り組みます。
【生活環境文化部】

- ・ホームページ等において、県内の相談機関や自助グループ、家族会等の取組み内容を周知します。【厚生部】

(2) 予防教育の推進

<現状>

平成 30 年 3 月に公示された「高等学校学習指導要領」では、保健体育科科目保健の指導内容の一つとして、新たに精神疾患が取り上げられました。また、平成 30 年 7 月公表の「高等学校学習指導要領解説（保健体育編・体育編）」において、「アルコール、薬物などの物質への依存症に加えて、ギャンブル等への過剰な参加は習慣化すると嗜癖行動になる危険性があり、日常生活にも悪影響を及ぼすことに触れるようにする。」と記載され、精神疾患の予防と回復に関する授業を通して、ギャンブル等依存症を含めた依存症について取り上げられております。

県教育委員会では、学校教育において、適切なネット利用を啓発するため、平成 28 年度から「学校ネットルールづくり」等の取組みやネット安全教室における講師派遣を通じて啓発活動を実施し、ネットトラブル未然防止のための体制の構築を行っています。

<課題>

学校教育において、ギャンブル等依存症についての理解が十分でないことから、正しい知識の普及及び啓発を行う必要があります。

<今後の取組み>

- ・ 学校教育において、ギャンブル等依存症などの行動嗜癖に関する指導を行うことを目的とした文部科学省作成の教師用指導参考資料について、改めて学校等へ周知し、指導を行う教員の理解を深めるよう努めます。【教育委員会】
- ・ 連携会議等を通じ、教育現場から相談窓口や医療機関などへ繋げることができる連絡体制づくりを進めます。【厚生部、教育委員会】

(3) ギャンブル等の不適切な誘引の防止

<現状>

公営競技については、20 歳未満の者が投票券を購入すること、ぱちんこについては、18 歳未満の者が利用することを禁止しています。関係事業者において、年齢確認や啓発等の取組みにより、20 歳未満の者の投票券の購入禁止や 18 歳未満の者の利用禁止を進めています。また、ギャンブル等依存症にかかる注意喚起やリーフレットの作成、本人や家族からの申告によるアクセス制限、セルフチェックシート等の取組みを行っています。

〈課題〉

ギャンブル等へののめり込みを防止するため、事業者においても、引き続き、利用者が適切にギャンブルをできるよう取り組むことが重要です。また、ギャンブル等依存症の正しい理解を深めるためには、関係機関が連携し、取組みを行うことが必要です。

〈今後の取組み〉

- ・ 関係事業者は、引き続き、広告宣伝や利用者のアクセス制限、相談対応など、ギャンブル等の不適切な誘引の防止に努めます。【関係事業者】
- ・ 取組み状況について、関係機関等で情報共有するとともに、社会全体で、不適切なギャンブル等の誘引の防止を図ります。【関係機関】
- ・ 違法賭博店の取り締まりや注意喚起を行い、風俗環境の浄化を推進します。【警察本部】

(4) 違法に行われるギャンブル等への取組み

〈現状〉

オンラインカジノは、インターネット環境さえあれば場所を問わず手軽に利用できることから、社会全体にとって看過できない問題となっています。オンラインカジノサイトでは、初めは無料で体験できるサービスなどで巧妙な手口で利用者を誘い込んでおり、こうした手軽さから、違法行為であるという認識がないまま利用してしまうケースが見受けられます。違法性を感じさせない広告表示や、オンライン環境の特性を悪用したターゲット層への働きかけ（ターゲティング）によって、利用者を巧みに誘導する仕組みが構築されています。

〈課題〉

日本国内では、オンラインカジノは海外では合法的な国もあることから、日本でも合法であると誤解して利用しているケースが見受けられます。加えて、オンラインカジノの利用が10代、20代の若年層にまで広がりを見せている現状も指摘されています。

こうした状況を踏まえ、利用者に対する取り締まりを強化するだけでなく、オンラインカジノの違法性について、県民に広く認識させるための広報啓発活動を重点的に展開していく必要があります。

〈今後の取組み〉

サイバーパトロールを含む多様な手段で手がかりとなる情報を収集し、違法な賭博行為者だけでなく、国内で賭博運営に関与し不正な利益を得ている者についても、徹底した捜査で実態解明を進めます。【警察本部】

オンラインカジノの違法性を広く県民に周知するため、講習会の開催や警察機関の公式SNSなどを活用し、広報啓発活動を推進していきます。【警察本部】

警察庁や消費者庁、総務省、文部科学省などが行う広報啓発、教育活動について、県民に発信していきます。【厚生部、生活環境文化部、教育委員会】

2 相談支援体制の強化

(1) 相談支援の充実

<現状>

ギャンブル等依存症に関する相談は、県心の健康センター（県依存症相談支援センター）、県厚生センター、富山市保健所や自助グループ等により行われていますが、推計患者数と相談者数には大きな差があることから、相談や治療に繋がっていない可能性があります。

<課題>

ギャンブル等依存症からの回復については、相談機関と関係機関が連携し、取り組む必要があります。

また、相談支援従事者が、ギャンブル等依存症の本人や家族に対し、適切な支援を行い、必要とする方には、早期治療に繋げることができる体制づくりを行うとともに、地域で依存症支援を行う人材の充実が必要です。

<今後の取組み>

- ・ 県心の健康センター（県依存症相談支援センター）を相談拠点とし、県厚生センター、富山市保健所、市町村や医療機関、矯正施設、自助グループ、司法等の関係機関・関係団体と連携した相談連携体制を充実させます。

【厚生部、富山市保健所】

- ・ 厚生センター等職員や依存症支援に関わる支援者を対象とし、依存症についての正しい知識の習得及び相談対応技術の向上を目的とした相談対応研修を開催します。【厚生部】
- ・ 厚生センター等の職員を国指定の研修に派遣し、地域での相談対応が可能な人材育成を推進します。【厚生部】
- ・ リーフレットやホームページにより、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及や相談窓口等について一層の周知を図ります。【厚生部】（再掲）

(2) 他機関との連携・協力による相談支援の充実

<現状>

ギャンブル等依存症を主訴として相談機関や医療機関などに支援を求める人の背景には、生きづらさや心理的孤立、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の様々なことが密接に関連することもあります。そのため、ギャンブル等依存症の背景にある状況も含めて整理を行うことが必要です。

また、その逆に生きづらさや心理的孤立、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等に関する相談を主訴として、それぞれの機関に支援を求める人の背景にギャンブル等依存症の問題がある場合もあります。

<課題>

ギャンブル等依存症者は、生きづらさや心理的孤立を感じていることも多く、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題とも密接に関連しているため、これらの問題に関係する機関との連携・協力をはかる必要があります。

<今後の取組み>

- ・ 県心の健康センター（県依存症相談支援センター）を相談拠点とし、県厚生センター、富山市保健所、市町村、医療機関、矯正施設、自助グループ、司法等の関係機関・関係団体と連携した相談連携体制を充実させます。【厚生部、富山市保健所】（再掲）
- ・ ギャンブル等依存症に関する相談機関は、相談の背景にギャンブル等依存症がある場合は、必要に応じて専門医療機関や相談機関を紹介し、多機関で相互に連携・協力しながら、本人・家族への支援を行います。【厚生部、富山市保健所】
- ・ ギャンブル等依存症に関する相談窓口において、医療機関や自助グループに関する情報の他、ギャンブル等依存症に関連して発生する多重債務、貧困、虐待、自殺等についての各種関連情報の提供に努めます。【厚生部、富山市保健所】
- ・ 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の各種相談窓口において、背景にギャンブル等依存症が関係すると疑われる場合には、ギャンブル等依存症に関する適切な相談窓口を紹介します。【厚生部、生活環境文化部】
- ・ ギャンブル等依存症や関連問題に対応する相談員に対して、ギャンブル等依存症を原因とする借金の債務整理についての理解を促します。【生活環境文化部】
- ・ ギャンブル等依存症が原因で家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、必要な助言・指導等を行い、家計の早期改善に取り組みます。【厚生部】

3 医療提供体制の充実

<現状>

県では、令和2年度に専門的な医療を提供する依存症専門医療機関及び研修や情報発信等を行う依存症治療拠点機関として、1機関（アイ・クリニック）を選定しましたが、令和8年1月31日にアイ・クリニックが閉院となったため、ギャンブル等依存症の依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関は未選定の状況です。

また、「富山県医療計画」では、ギャンブル依存症専門治療を行っている医療機関は、2機関（アイ・クリニック※、富山県立中央病院）となっています。

（※アイ・クリニック：令和8年1月31日閉院）

<課題>

ギャンブル等依存症は、適切な治療と支援により回復が十分可能な疾患ですが、ギャンブル等依存症の専門医療機関等の不足から、ギャンブル等依存症の本人や家族が地域で必要な専門治療を受けられる体制は十分とは言い難い状況です。

ギャンブル等依存症の本人を適切な治療につなげるために、専門医療機関等の選定及び人材の育成・質の向上を行う必要があります。

<今後の取組み>

- ・ギャンブル等依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定に努めます。【厚生部】
- ・県内において、ギャンブル等依存症に対する適切な医療を提供することができる医療機関の把握に努め、県のホームページ等を活用して情報提供します。【厚生部】
- ・依存症専門医療機関等の医療従事者や相談拠点機関等の職員を国指定の研修に派遣します。【厚生部】

4 社会復帰支援及び家族支援

(1) 回復支援

<現状>

県心の健康センター（県依存症相談支援センター）では、ギャンブル等依存症回復プログラムや依存症家族教室を実施し、回復支援に取り組んでいます。また、必要に応じて医療機関や自助グループ、民間団体等に繋ぎ、支援を実施しています。

<課題>

ギャンブル等依存症の回復には家族の協力が重要であり、家族に対しても本人と同様に支援や治療に関する情報提供が必要となります。

また、依存症からの回復にあたり、社会全体において、ギャンブル等依存症に対する正しい知識や理解を推進する必要があります。

〈今後の取組み〉

- ・本人及び家族等の来所相談や電話相談を行い、必要に応じて医療機関や自助グループ、民間団体等に繋ぎ、連携しながら支援を実施します。

【厚生部、富山市保健所】

- ・ギャンブル等依存症の悩みを抱える本人に対し、ギャンブル等依存症回復プログラム（SAT-G）を実施します。【厚生部】
- ・ギャンブル等依存症の問題で悩む家族等に対し、依存症に関する正しい知識や対応方法を学び、思いを分かち合う機会として、依存症家族教室を実施します。【厚生部】
- ・リーフレットやホームページにより、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及や相談窓口等について一層の周知を図ります。【厚生部】（再掲）
- ・基本法で定めるギャンブル等依存症問題啓発週間（毎年5月14日～20日）において、県ホームページやSNS（X（旧Twitter）等）、ポスター掲示により、ギャンブル等依存症の正しい知識の普及啓発を図ります。【厚生部】（再掲）

（2）民間団体との連携推進

〈現状〉

ギャンブル等依存症からの回復には、相談機関への相談とともに、同じような悩みを持つ仲間を作り、自分の考えや悩み、経験等を共有することが大切です。

県内では、ギャンブル等依存症者本人のグループであるGAが2団体、家族や友人のグループであるギャマノン富山G及びGAFAあいの風富山ステップG、家族会である全国ギャンブル依存症家族の会 富山、依存症回復施設である富山ダルクリカバリークルーズがそれぞれ活動を行っています。

〈課題〉

自助グループを含む民間団体の取組みは、ギャンブル等依存症からの回復に重要な役割を担っているため、ギャンブル等依存症の本人またはその家族が、必要に応じて自助グループ等に繋がることできるように、積極的に周知に努めるとともに、自助グループ等との連携により、ギャンブル等依存症対策を推進する必要があります。

〈今後の取組み〉

- ・ホームページ等において、県内の相談機関や自助グループ、家族会等の取組み内容を周知します。【厚生部】（再掲）
- ・自助グループや家族会、相談機関が実施する事業への協力及び技術支援等を行い、連携しながら依存症対策を推進します。【厚生部】

5 包括的な支援体制の構築

〈現状〉

国は、「依存症対策総合支援事業の実施について」（平成 29 年 6 月 13 日付け厚生労働省通知）において、都道府県に対して、依存症患者等に対する包括的な支援を実施するため、行政や医療、福祉、司法を含めた関係機関が密接な連携を図るとともに、地域における依存症に関する情報や課題の共有、研修計画の調整等を目的とし、定期的に関係機関による連携会議を開催することとしています。これを受けて、県では、令和 4 年 7 月 1 日付けで「富山県ギャンブル等依存症対策関係者会議」を設置しました。

また、県心の健康センター（県依存症相談支援センター）では、関係機関が情報共有や意見交換を行う「依存症支援関係機関連絡会」を開催しています。

〈課題〉

ギャンブル等依存症対策については、適時、関係者会議等において情報や課題を共有し、相談から治療、回復支援に至るまで切れ目のない支援体制を構築する必要があります。

〈今後の取組み〉

- ・「ギャンブル等依存症対策関係者会議」を開催し、関係機関とギャンブル等依存症対策の現状や課題の共有、連携のあり方を検討し、必要な施策を展開します。【厚生部】
- ・相談・治療・回復支援に至る切れ目のない支援体制が構築されるよう、「ギャンブル等依存症対策関係者会議」や「依存症支援関係機関連携会」を開催します。【厚生部】

第5章 推進体制等

1 多機関の連携・協力による総合的な取組みの推進

ギャンブル等依存症対策の推進に当たっては、ギャンブル等関連問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、行政、関係事業者、関係団体等が相互に連携を図り、ギャンブル等依存症対策を推進します。

2 計画の取組みの推進や進捗管理

ギャンブル等依存症対策の実効性を確保するため、適宜「富山県ギャンブル等依存症対策関係者会議」において、必要な事項の協議を行うとともに、国の基本計画や社会情勢等の状況を踏まえ、必要に応じた計画の見直しを行います。

<富山県ギャンブル等依存症対策関係者会議（令和7年度）>

氏名	職名	備考
谷野 亮一郎	医療法人社団 和啓会 谷野呉山病院院長	会長
吉本 博昭	医療法人社団 博啓会 アイ・クリニック院長	
谷口 園子	富山県公認心理師協会 理事	
岩城 小百合	富山県精神保健福祉士協会 監事	
高橋 良太	富山県弁護士会	
渡辺 純一	富山県司法書士会	
山田 純	富山県警察本部 生活安全企画課	
山崎 大樹	富山保護観察所 統括保護観察官	
伊能 岳留	富山県遊技業協同組合 専務理事	
島崎 幸仁	富山市商工労働部 公営競技事務所 所長	
林 敦也	NPO法人 富山ダルクリカバリークルーズ 理事長	

<庁内関係課（令和7年度）>

部局名	課名
生活環境文化部	県民生活課
厚生部	厚生企画課
	こども家庭室こども未来課
	健康対策室健康課
教育委員会	教育みらい室児童生徒支援担当
	保健体育課
警察本部	生活安全企画課

富山県ギャンブル等依存症対策推進計画（第2期）

令和8年3月発行

富山県厚生部健康対策室健康課

郵便番号 930-8501

住 所 富山市新総曲輪1番7号

電 話 076-444-3223

F A X 076-444-3496

U R L <https://www.pref.toyama.jp/120501/gyanburukeikakudainiki.html>